

平成21年10月1日（木）設計検査申請分より

【フラット35】の中間現場検査を省略できます

住宅瑕疵担保保険の現場検査

または

建築基準法の中間検査※1

を実施する一戸建て住宅等※2は

【フラット35】の中間現場検査を省略できます。

⚠ 「住宅瑕疵担保保険の現場検査」または「建築基準法の中間検査」を行う検査機関と、フラット35の物件検査を行う検査機関が同一である場合に限りです。

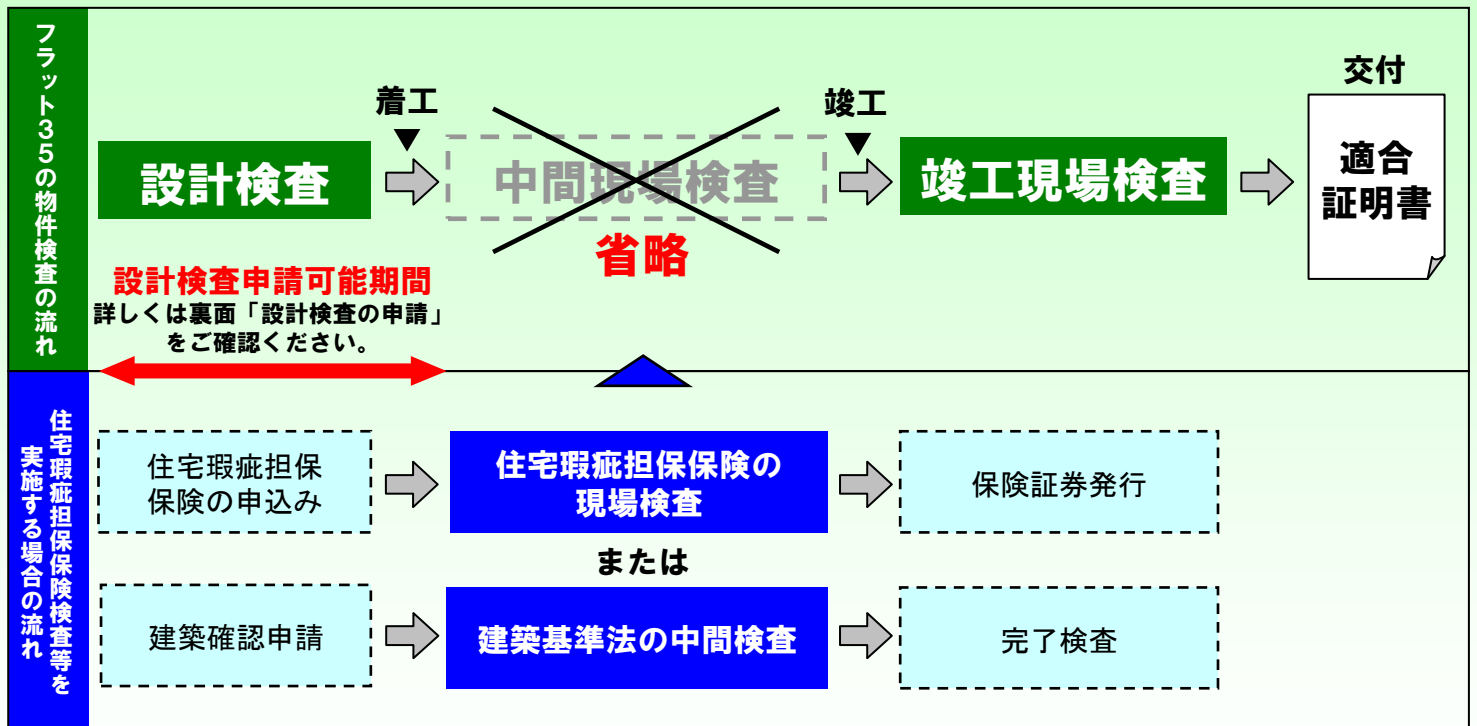
※1 住宅金融支援機構が定めるフラット35の中間現場検査を行うことが可能な時期（木造住宅の場合、屋根工事完了時から断熱工事の検査が可能な時期までの間）に実施する中間検査に限りです。

※2 一戸建て住宅等とは、一戸建て住宅、連続建て住宅及び重ね建て住宅のことをいいます。

ご注意 本制度を利用する場合は、本制度に対応したフラット35物件検査の新しい申請書をご利用ください。
新しい申請書は9月下旬にフラット35サイトに掲載します。
フラット35サイト⇒「物件検査申請書式ダウンロード」(<http://www.flat35.com/tetsuduki/download/index.html>)

物件検査の流れ

「住宅瑕疵担保保険の現場検査」または「建築基準法の中間検査」を実施する場合



<住宅金融支援機構お客様コールセンター>

<フラット35サイト>

設計検査の申請

- ・「住宅瑕疵担保保険の躯体工事完了時の現場検査」または「建築基準法の間
検査※」の実施前に、フラット35の設計検査を申請してください。
- ・設計検査申請書[第一面]の中間現場検査欄に所定の事項を記入してください
(下記記載例参照)。

※ 機構が定める中間現場検査を行うことが可能な時期(木造住宅の場合、屋根工事完了時から断熱工事の検査が可能な時期までの間)に実施する中間検査。

記載例

設計検査申請書[第一面] (抜粋)

中間現場検査 (一戸建て等の場合)	<input type="checkbox"/> 1.適合証明の中間現場検査を実施		
	<input checked="" type="checkbox"/> 2.適合証明の中間現場検査を省略		
	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅瑕疵担保保険の検査実施	中間検査等 予定日	平成22年X月X日
	<input type="checkbox"/> 建築基準法の間 検査実施	検査実施(予定) 機関名	〇〇検査機関

竣工現場検査・適合証明の申請

- ・竣工現場検査申請書・適合証明申請書[第一面]の適合証明の中間現場検査省略欄
に、所定の事項を記入してください(下記記載例参照)。
- ・フラット35Sをご利用の場合は、フラット35S用の工事内容確認チェック
シート(竣工)を提出してください。

記載例

竣工現場検査申請書・適合証明申請書[第一面] (抜粋)

適合証明の 中間現場検 査省略(右 記検査実施)	<input checked="" type="checkbox"/> 1.住宅瑕疵担保保険の検査実施 [検査実施機関名: 〇〇検査機関]
	<input type="checkbox"/> 2.建築基準法の間 検査実施 [検査実施機関名:]

建設住宅性能評価書を活用した現場における検査の省略

一戸建て等

共同建て

★平成21年10月1日以後の適合証明申請分から、既に建設住宅性能評価書を取得済みの住宅で一定の等級(下表参照)を満たしている場合は、現場での検査を省略し、書類のみ(建設住宅性能評価書及び設計図書等)によって検査を行うことができます。

性能分野等	一戸建て等	共同建て
省エネルギー対策等級	等級2、3または4	
劣化対策等級	等級2または3	—
維持管理対策等級	(専用配管)等級3	(共用配管)等級2または3
フラット35Sを利用する場合	選択するフラット35Sの必要等級、等	

★住宅性能評価を活用して、フラット35の設計検査や中間現場検査を省略する手続きについては従来どおりです。詳しくはフラット35サイトをご覧ください。

⇒住宅性能表示制度を活用した適合証明手続きの合理化 (<http://www.flat35.com/kaitei/seinohyoji.html>)